



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 147/2023年3月号

発行日：2023年3月23日

3月8日からワールドベースボールクラシック（WBC）が開催され、日本はプールBを第1位で突破、準々決勝でイタリアに9対3で快勝し、次のアメリカフロリダ州マイアミでの準決勝・決勝と盛り上がったことと思います。二刀流の大谷選手やダルビッシュ選手の活躍が注目される中、WBCで世界に称賛された日本人ファンのマナーがいくつも世界に発信・拡散されていました。そして例年にない熱い3月を日本中で楽しみました。

最新情報（2023年2月1日～2023年2月28日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 2月20日	公 開 草案	「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部 改訂について（公 開草案）	2022年5月23日付けで改訂された、国立大学法人会計基準 の実務上の取扱いを定める『国立大学法人会計基準』及び「国立 大学法人会計基準注解」に関する実務指針』（文部科学省及び当協 会の連名による発行）について、実務上の論点となる事項につい て明確にするため検討を行いました。 このたび一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広 く意見を求めることといたしました。	公開草案

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 2 月 17 日	監査・ 保 証 基 準 委 員 会	監 査 基 準 報 告 書 910「中間監査」 の改正の公表につ いて	監査・保証基準委員会では、監査基準報告書 910「中間監査」 の改正を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本改正は、監査基準報告書 600「グループ監査」の改正（2023 年 1 月 12 日）及び監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リス クの識別と評価」の改正（2021 年 6 月 8 日）に伴うものです。 主な改正内容 (1) 監査基準報告書 600 の改正（2023 年 1 月 12 日）に伴う 見直し (2) 監査基準報告書 315 の改正（2021 年 6 月 8 日）に伴う見 直し	2023 年 4 月 1 日以後開始する 中間会計期間に 係る中間財務諸 表の中間監査か ら適用する。
2023 年 2 月 17 日	監査・ 保 証 基 準 委 員 会	品質管理基準報告 書第 1 号等の改正 及び倫理規則の改 正に伴う財務報告 内部統制監査基準 報告書、四半期レ ビュー基準報告 書、保証業務実務 指針及び専門業務 実務指針の改正 （公開草案）の公 表について	監査・保証基準委員会では、2022 年 6 月の品質管理基準報告 書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準 報告書第 2 号「監査業務に係る審査」の公表及び監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の改正（以下合わせて「品 質管理基準報告書第 1 号等の改正という。）並びに 2022 年 7 月 の倫理規則の改正に伴い、以下の財務報告内部統制監査基準報告 書、四半期レビュー基準報告書、保証業務実務指針及び専門業務 実務指針について、所要の見直しを行ってまいりました。 このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、 広く意見を求めることといたしました。	公開草案
2023 年 2 月 20 日	監査・ 保 証 基 準 委 員 会	品質管理基準報告 書第 1 号実務ガイ ダンス第 3 号「監 査事務所及び監査 業務における品質	監査・保証基準委員会では、「品質管理基準報告書第 1 号実務 ガイダンス第 3 号「監査事務所及び監査業務における品質管理並 びに監査業務に係る審査に関する Q&A（実務ガイダンス）」を 公表いたしましたのでお知らせいたします。	-

		管理並びに監査業務に係る審査に関するQ&A(実務ガイドンス)」の公表について		
2023年 2月20日	監査・ 保証 基準 委員 会	品質管理基準報告書第1号実務ガイドンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール(実務ガイドンス)」の公表について	監査・保証基準委員会、「品質管理基準報告書第1号実務ガイドンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール(実務ガイドンス)」」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	-

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)】について

金融庁企業会計審議会内部統制部会は2022年12月に上記公開草案を公表しました。公開草案に対する意見提出はすでに1月19日に締め切られています。

改正理由は、制度導入以来14年経過し、これまで企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の効果はあったものの、近年、内部統制報告書を提出した後、不正発覚もあり、現在のこの制度の実効性に懸念がある等の指摘があったことによります。(東光ニュースレターVol.142参照)

公開草案では次のような改正が予定されています。

1. 具体的な主な改正点

①経営者による内部統制の評価範囲と決定

経営者が内部統制の評価範囲を決定するに当たって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきことを改めて強調するため、評価範囲の検討における留意点を明確化した。具体的には、評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高等の概ね2/3」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでない」と記載しています。

②ITを利用した内部統制の評価

IT内部統制評価について一定の頻度で実施することについて経営者は、IT環境の変化を踏まえて慎重に判断し、本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

必要に応じて監査人と協議して行うべきであり、特定の年数を機械的に適用すべきものではないことを明確化しています。

③財務報告に係る内部統制の報告

監査人は、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討するに当たっては、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も必要に応じて、活用することを明確化した。また、評価範囲に関する経営者との協議については、内部統制の評価の計画段階、状況の変化等があった場合において、必要に応じて、実施することが適切であるとしつつ、監査人は独立監査人としての独立性の確保を図ることが求められることを明確化しています。

④内部統制報告書の訂正時の対応

事後的に内部統制の有効性の評価が訂正される際には、訂正の理由が十分開示されることが重要であり、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等の開示を求めるために、関係法令について所要の整備を行うことが適当としています。

2. 適用時期等

令和6（2024）年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用を予定しています。

また、改訂基準及び改訂実施基準を実務に適用するに当たって必要となる内部統制監査の実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で早急に作成される予定です。日本公認会計士協会では2023年1月17日に上記公開草案に対し意見書を提出しています。

内部統制制度改正についても早めのキャッチアップが必要のようです。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703